令和７年度　間口除雪について

■申請期間及び申請時に必要な物
　申 請 期 間：10月７日（火）～ 10月31日（金）
　持参する物：印かん、身体障害者手帳

■対象世帯・費用負担
　市が除雪する路線（車道）に面する一戸建て住宅に居住している世帯

種類	世帯の条件	費用負担(冬期間１シーズンの負担金)
歩道除雪路線を除く	①70 歳以上の方のみの世帯	(ア)生活保護世帯…無料
	②身体障害者手帳１・２級の方のみの世帯	(イ)前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が市民が80万9,000円以下の方のみで構成されている市民税非課税世帯…１万円
	③70 歳以上の方と身体障害者手帳１・２級の方のみの世帯	(ウ)(イ)以外の市民税非課税世帯…１万2,000円
		(エ)市民税課税世帯…２万4,000円
歩道除雪路線を含む	④70 歳以上で要支援・要介護認定を受けている方のみの世帯	ⓐ上記(ア)の費用負担＋排雪費用…無料
	⑤上記②または③に該当する世帯	ⓑ上記(イ)～(エ)の費用負担＋排雪費用２万円

※上記の世帯条件①～⑤に該当しても現地確認の結果、対象にならない場合もあります。

■実施期間：12月１日から３月31日
■実施場所：玄関前の１箇所のみ ※車庫前や玄関先までの通路の除雪は行いません。
■除雪方法：利用者宅の敷地内又は車道側の間口付近に、雪を寄せ置きます。
　※歩道除雪路線のみ、必要に応じて排雪を行います。
　※除雪幅は概ね幅2.7m、奥行き２mを上限
■除雪時間：除雪車による車道除雪が行われた後に実施します。 ※除雪時間の指定は不可
■利用者負担金の支払い：市発行の納付書に記載されている期日までにお支払いください。
　間口除雪開始前に辞退の申し出があった場合は、負担金を返金します。
　※間口除雪開始後、辞退による負担金の返金は不可。
■利用開始までの流れ

申請書を提出
新規の方は現地確認を実施
⇨
市から申請者へ、利用該当の可否を通知
⇨
通知に記載されている期限までに負担金を納付
⇨
納入確認後、市から決定通知を送付し、利用開始

※裏面もあります※

【イメージ図】

（歩道除雪路線を除く）

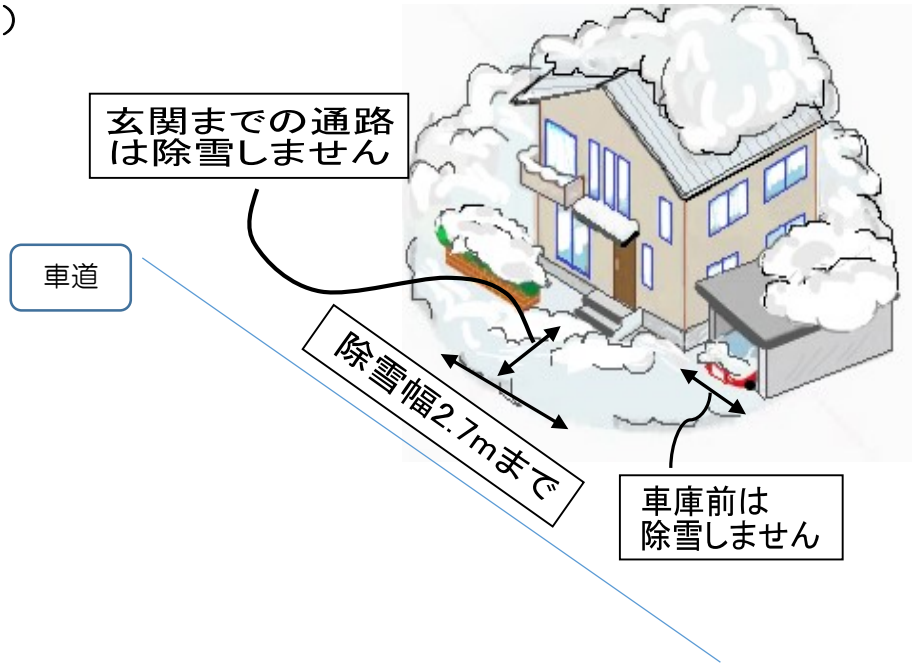

（歩道除雪路線を含む）

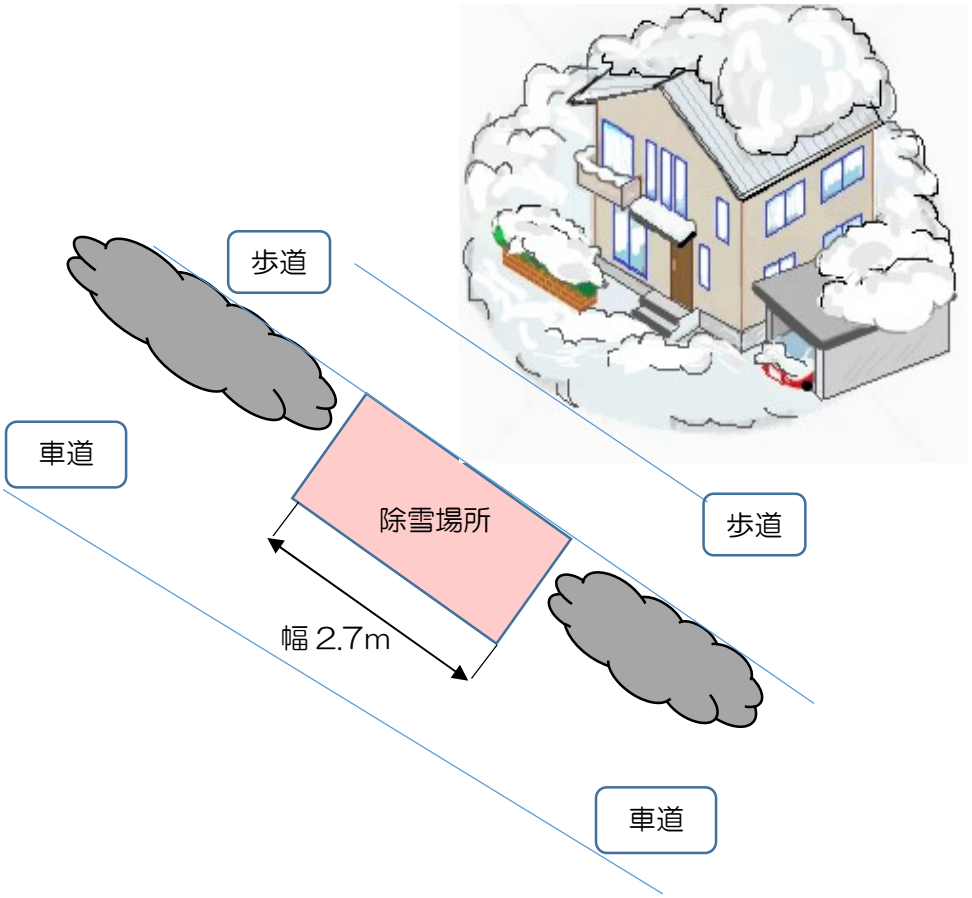

申請・問い合わせ先	地域包括ケア推進課　地域包括ケア推進係 美唄市役所1階④窓口(0126−62−3156)